

業 務 委 託 契 約 書 (案)

印

収入印紙

1 委託業務名 木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託
(包括的民間委託)

2 委託場所 木更津市潮浜一丁目19番ほか18箇所

3 履行期間 自 令和9年4月1日

至 令和14年3月31日

4 業務委託料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

(年額及び毎月の支払い額については、別添、委託料支払表に基づく)

5 契約保証金 免 除

上記の委託業務について、委託者と受託者とは、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作り当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和9年 月 日

委託者 住 所 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市

氏 名 木更津市長 渡辺 芳邦 印

受託者 住 所

氏 名 印

業 務 委 託 契 約 約 款

(総 則)

第 1 条 発注者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は契約書記載の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊設計書及び図面並びに業務要求水準書、一般仕様書、特記仕様書、受託者募集時に配布した関係書類、質問回答書及び乙が提出した技術提案書（現場説明書を含む。以下「設計図書」という。）に基づき、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(業務の内容等)

第 2 条 公共下水道施設等維持管理業務委託（以下「業務」という。）の内容及び対象施設等、業務に関し乙が達成しなければならない水準（以下「要求水準」という。）は設計図書に定めるとおりとする。

- 2 甲は、業務に関する指示を、乙又は乙の総括責任者に対して行なうことができる。
この場合において、乙又は乙の総括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項の業務について、この契約書若しくは設計図書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行なうことができる。

(業務期間等)

第 3 条 業務期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

- 2 契約日の翌日から業務開始の前日までを、適正に業務を実施するための準備期間（以下「業務準備期間」という。）とする。

(契約保証金)

第 4 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に変わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「保証事業法」という。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」

という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

- 3 受託者が、木更津市財務規則第146条第3項第3号に該当すると認められる場合は、契約保証金を免除する。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(善管注意義務)

第5条 乙は、この契約の履行にあつては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、管理、運営をなす責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 甲は、この契約の成果(以下「成果品」という。)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。なお、乙は、市内業者を優先するよう努めなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を追わなければならない。

(貸与品)

第9条 甲はあらかじめ示した物品等(業務期間開始時に残存する消耗品、薬品等を含む。以下「貸与品」という。)の全部又は一部について、業務期間の開始日以降に乙に貸与するものとする。

- 2 乙は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、貸与品等の種類、数量等を明記した借用書を、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、この契約が期間満了により終了した場合、期間満了前に解除された場合その他甲が必要と認めるときは、直ちに貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、自己の故意または過失により貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定する期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還

し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(業務履行計画書)

第 10 条 乙は一般仕様書第 9 条に基づき、業務履行計画書を作成し、甲に提出しなければならない。甲は業務履行計画書を受領した日から 10 日以内に審査し、この約款及び設計図書等に照らして不相当と認められる場合は、その修正若しくは変更を求めることができる。

2 業務期間初年度(業務準備期間を含む。)の業務履行計画書等は本契約締結後 14 日以内に、2 年度目以降の業務履行計画書等は、当該年度の業務開始日の 10 日前までに、甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙が業務履行計画書等に基づき業務を実施していない恐れがあると判断した場合、乙に説明を求め、その結果、業務履行計画書に基づく業務が実施されていないと認めた場合、甲は乙に是正(業務履行計画書の変更を含む)を求め、又はこの契約を解除することができるものとする。

4 乙は、甲の承諾を受けた場合に限り、業務履行計画書等を変更することができる。

(委託業務の調査等)

第 11 条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第 12 条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第 13 条 乙は、委託業務を完了したときは遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

第 14 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

い。

- 3 業務委託料は契約金額を 60 回の均等割り毎月払いとし、端数は最初月に調整する。

(監督職員)

第 15 条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この約款その他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書等に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 業務を遂行させるための乙又は乙の総括責任者に対する指示

(2) この約款及び設計図書等の記載内容に関する乙の確認の申し出又は質問に対する承諾若しくは回答、又は乙若しくは乙の総括責任者との協議

(総括責任者)

第 16 条 乙は本契約締結後 14 日以内に、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 に規定する有資格者を、業務に関する専任の総括責任者として定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。総括責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 総括責任者は、業務の履行に関し、技術上の管理をつかさどるとともに、当該業務履行の現場最高責任者として従業員の指揮・監督を行なうものとする。

(業務準備)

第 17 条 乙は、業務準備期間において、業務開始日から適正に業務が執行できるよう準備に努めるものとする。

(業務の引継ぎ)

第 18 条 乙は、この契約が期間満了により終了する場合又は期間満了前において解除される場合、甲が指定する者に対して、不具合状況や特筆すべき事項等を申し送ること。

(不可抗力)

第 19 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、甲および乙の責に帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）により、本件施設の状態が著しく変動したため、乙が業務を実施できないと認められる場合は、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 前項の規定により、甲が業務の全部の一時中止を通知した場合、その通知の発送日以降、業務の実施が可能と合理的に判断されるときまで、甲及び乙はこの契約の義務の履行を免れるものとする。

- 3 第 1 項の規定により、甲が業務の一時中止を通知した場合、甲及び乙は速やかにこの契約の変更について協議を行なうものとする。

- 4 不可抗力により、甲及び乙のいずれかがこの契約に定める義務の履行ができなくなった

場合で、不可抗力の発生から 60 日以内に甲乙協議によりこの契約が変更されないときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

- 5 第 1 項の規定により乙が業務を一時中止した場合で、この契約が変更又は解除されるまでの期間に、乙が一時中止された業務の再開に備えるものとして甲が認めた費用については、甲が負担するものとする。

(不可抗力による損害)

第 20 条 不可抗力により業務の対象施設等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認しなければならない。

- 3 前項の調査の結果、業務の対象施設等の修繕が必要な場合は、甲の負担において行なうものとする。ただし、乙が臨機の措置をとらなかったことによって、業務の対象施設等の損害が拡大した場合又は防止することが可能であったにもかかわらず損害が生じた場合、業務の対象施設等の修繕費用増加分については、乙の負担とする。

(臨機の措置)

第 21 条 乙は災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、緊急やむを得ない事情があるときを除き、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、速やかにその措置の内容を甲に報告しなければならない。

- 3 甲は、災害防止その他業務の実施上必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとるよう請求することができる。この場合において、乙は速やかにこれに応じなければならない。

- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用の増加分については、甲乙協議の上、甲がこれを負担する。

(甲の解除権)

第 22 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をせずに、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 業務期間初年度（業務準備期間含む。）の業務履行計画書を、本契約締結後 14 日以内に提出しないとき。
- (2) 設計図書等のうち、乙が応募の際に提出した技術提案書に基づいた業務履行計画書が作成されていないと認められるとき。
- (3) 総括責任者を専任で配置しなかったとき。
- (4) 業務を履行するのに必要な有資格者を配置できないと認められるとき。
- (5) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (6) 前 5 号に掲げるほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき及び別記個人情報取扱特記事項に違反したとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店の代表者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、業務に関し相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者から当該契約の解除を求められ、これに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託業務の出来高が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来高に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定により乙との契約を解除する場合において、乙の所在を確認できないときは甲の事務所にその旨を掲示することにより、乙への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から 14 日を経過したときに生ずるものとする。

（違約金）

第 23 条 前条により甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

（業務の妨害又は不当要求に対する措置）

第 24 条 受注者は、受託業務の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速

やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

- (2) 受注者の再委託業者が暴力団から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該再委託業者を指導すること。また、再委託業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第 25 条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 14 日決定）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(秘密の保持等)

第 26 条 乙は、委託業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 27 条 乙は、委託業務の履行に関して、個人情報を取り扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(補 則)

第 28 条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

（個人情報の取扱い）

第1条 乙は、この契約の履行に関して取り扱う個人情報については、木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号。以下「条例」という。）の趣旨に従い、適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持等）

第2条 乙は、この契約の履行に関して取得した個人情報（条例第2条第1号の定義に従い、設計図書に定める甲から引き渡された個人情報及び乙が作成、取得した個人情報を含む。）が適正に保護されるよう措置するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取扱いの禁止）

第3条 乙は、個人情報に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、甲が書面により承諾した場合を除く。

- （1）個人情報処理の第三者への委託
- （2）契約目的以外の目的とする利用、提供
- （3）個人情報の複写及び複製
- （4）乙の管理する以外のコンピュータへの入力

（個人情報の管理）

第4条 乙は、甲から引き渡された個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、その職・氏名を甲に書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

（取扱終了後の措置）

第5条 乙は、甲から引き渡された個人情報について、履行完了後、速やかに甲に返還しなければならない。また、甲の承諾を得て作成された複製物等については、乙の責任で消去又は破棄し、その旨を甲に書面により届け出なければならない。

2 乙が、この契約の履行に関して、作成又は取得した個人情報については、この契約終了後、その内容及び契約終了後の取扱責任者を甲に書面で報告しなければならない。

（調査・勧告）

第6条 甲は、乙が契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 甲は、乙のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

（事務従事者への周知義務）

第7条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(取扱要領等の作成)

第8条 乙は、施設管理運営業務を受託した場合、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第9条 乙は、この契約の履行に関して個人情報を漏洩、棄損及び滅失その他不適正な取扱いが発生した場合は、甲に対し速やかに報告し、その指示に従わなければならない。